


所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市パブリックコメント実施要綱等について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会		
<p>1. 要 旨</p> <p>パブリックコメントを実施するに当たって、市全体の統一的な運用を図るための共通のルールを定めるために、「東大和市パブリックコメント実施要綱」及び「東大和市パブリックコメント実施要綱解説」を定めるものである。</p> <p>(1) パブリックコメント</p> <p>市における施策等の立案過程において、施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項を公表し、市民等から意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考え方を公表するとともに、意見を考慮して意思決定を行う手続</p> <p>(2) 要綱の主な内容</p> <p>要綱の目的、意見が提出できる者の範囲、パブリックコメントの対象となる施策等の範囲、パブリックコメントを実施しないことができる場合、施策等の案の公表方法、意見の提出方法、意見の公表等の方法、意思決定に当たっての提出された意見の考慮、パブリックコメント実施の状況を公表する手続き等</p> <p>(3) 施行日</p> <p>平成27年4月1日。ただし、準備行為は決裁の日から行うことができる。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>① 意見募集等の客観的な基準を作り運用することで「公正の確保」が図られる。</p> <p>② パブリックコメントを実施することで、意思決定について「透明性の向上」が図られる。</p> <p>③ 市として施策等の立案過程から意思決定までを明らかにすることで、市民等に市としての説明する責任を果たし、このことにより開かれた市政運営を推進することができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>① 東大和市第4次行政改革大綱の取組項目に「パブリックコメント制度の実施」が定められている。</p> <p>② 平成25年12月20日 東大和市パブリックコメント実施要綱(第1次案)の庁内意見募集</p> <p>③ 平成26年 7月29日 東大和市パブリックコメント実施要綱解説(案)等の庁内意見募集</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>① 庁議終了後、速やかに市長決裁により制定事務を進めたい。</p> <p>② 制定後、要綱及び要綱解説をグループウェアにて職員に周知する。</p> <p>③ 平成26年10月31日(金)午前9時30分から庁内説明会を開催し、庁内へ周知を図る。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。